



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

みなし贈与／医療法人の出資持分の評価

—— 東京高裁で逆転・納税者勝訴 ——

今回は、社団である医療法人の増資時の出資の評価をめぐる争いで、地裁と高裁で判断の分かれた事例をご紹介します。横浜地裁は、国側の主張を認めましたが、東京高裁第21民事部濱野裁判長は、運用財産のみで出資持分を評価した納税者の主張を認め、納税者勝訴の判決を言い渡しました（平成18年2月22日横浜地裁・棄却・Z888-1329、平成20年3月27日東京高裁・原判決取消し・Z888-1339）。

平成10年3月時点におけるA医療法人の出資口数は110口であり、理事長である控訴人甲が12口、創業者である乙（妻の父）が98口を有していました。A法人は、同年5月の社員総会において、従前の出資口数110口を90口増資して200口とし、増資口数のすべてを、乙を除く控訴人ら4名（甲、妻、長男、二女）に割り当てることを可決しました。

控訴人らは、A法人の増資に伴い、1口あたり5万円の出資金を払い込んだところ、被控訴人税務署長は、評価通達を適用して増資後の持分を1口あたり379万円と評価した上、出資口数を取得したことが「著しく低い価額の対価で利益を受けた」場合に該当するとして、贈与税の決定処分をしました。

A法人は、増資の前年に定款を変更し、その所有資産等を基本財産と運用財産とに区分して管理すること、基本財産は原則として処分してはならないこと等を定めています。

＜東京高裁の判断＞

- ① 本件出資当時、A法人は、その所有資産等を基本財産と運用財産とに区分して管理していたところ、運用財産の評価額は合計20億8461万円であり、負債合計額は38億1020万円であって、負債合計額が運用財産を17億2558万円上回っていたこと、なお、基本財産の評価額は合計24億7875万円であったが、A法人の新定款は、社員は退社した場合に運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができることに、法人が解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができるとしているのであるから、出資1口当たりの客観的な交換価値を算定するために法人の所有資産の価値を考慮するに当たっては、運用財産の評価額から負債合計額を控除した額を基準とするのが相当である。
- ② 被控訴人は、医療法人における基本財産と運用財産の区分に客観的、合理的な基準はなく、理事会及び社員総会の議決で区分を変更することが可能であるから、基本財産として管理されている財産が存在することは、客観的交換価値を測定する上で考慮すべき要素には当たらず、A法人の出資の時価は、基本財産を含む全財産を対象として算定すべきであると主張する。しかしながら、A法人の社員たる地位については専ら定款によって定められているところ、新定款の定めや医療法が医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定していることを踏まえつつ評価すると、出資1口当たりの評価額は出資金額である5万円を上回るものではない。
- ③ 仮に社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものが定款を変更して基本財産と運用財産とを区分することとしたことが租税回避に当たるとしても、相続税法64条1項に該当する場合は別として、課税庁が、根拠となる否認規定が存在しないのに、財産評価基本通達による評価を一律に適用することにより同様の結果を達成することは許されないものというべきである。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判42頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第182号(平成20年9月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628